

上下水道事業の組織統合に伴う入札・契約制度の取扱い

上下水道事業の組織統合に伴う入札及び契約の取扱いについて、令和7年4月1日以降は以下のとおり実施します。

1. 組織統合後の入札・契約について

(1) 発注者・契約者

下水道事業に関する契約の発注者・契約者は「米子市長」から「米子市上下水道事業管理者」へ変更となります。

(2) 入札契約担当課

①工事及び工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）

- ・下水道事業に関する工事等は、米子市総務部契約検査課で実施します。
- ・水道事業に関する工事等は、米子市上下水道局総務課で実施します。

②物品調達

- ・入札は米子市総務部契約検査課で行い、契約は米子市上下水道局総務課で実施します。

項目	事業名	入札契約担当課	発注者・契約者
工事等	下水道	米子市総務部 契約検査課	米子市上下水道事業管理者
工事等	水道	米子市上下水道局総務課	

(3) 入札・契約の取扱い等

項目	取扱い・手続き上の注意事項
令和6年度から令和7年度にわたる契約	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度までに米子市長と締結している契約は、令和7年4月1日以降、契約者が米子市上下水道事業管理者に変更になります。・この変更に伴う変更契約は行いません。
下水道に係る工事等の入札案件等の掲載場所	<ul style="list-style-type: none">・入札情報の掲載場所は米子市総務部契約検査課ホームページの工事・測量・設計等業務の入札⇒工事の入札において公表します

各種様式	・宛先は「米子市上下水道事業管理者」です。 ・提出先以外の部分も異なる場合がありますので、ホームページ等で上下水道局用の様式をご確認ください。
契約保証等	落札後に契約保証、前金払保証をとる場合は、発注者を確認し、誤りがないようご注意ください。